

働き方・休み方改善コンサルタント活用のご案内

時間外労働・年次有給休暇等の運用で不安を感じたら…

無料です

★『働き方・休み方改善コンサルタント』が労働時間全般の相談に応じます！

山梨労働局では、労働時間等の見直しや有給休暇の取得促進等に関する相談や助言を行うため、働き方・休み方改善コンサルタント（以下「コンサルタント」という）を配置しています。電話や来庁相談に応じているほか、ご希望に応じてコンサルタントが個別に事業場を訪問し、労働時間や休日・休暇をより生活ニーズに適合したものに改善していくアドバイスや資料提供を無料で行っています。

コンサルタントは労働法制などに専門的な知識を有する社会保険労務士等から任用されています。是非コンサルタントを活用して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組んでいただきますようご案内申し上げます。

～事業場が抱えるこんな悩みにコンサルタントが対応します～

- ・ 労働者の健康を確保するために、時間外勤務を削減したい。
- ・ 労働時間管理の具体的な方法や変形労働時間制の導入について教えてほしい。
- ・ 年次有給休暇の取得率を上げたい。計画的に付与したい。
- ・ 助成金（時間外労働等改善助成金等）について知りたい。
- ・ その他、労働時間、休日等の働き方のルール（労働基準法）に関して相談したい。



★ 働き方・休み方改善事例

★ 変形労働時間制の導入（小売業 A社）

長時間労働をなくすために、3年前から変形労働時間制を導入しました。翌々月の売上・客数予測に基づいて必要な労働時間を把握して、所属する人数の出勤スケジュールを計画しています。変形労働時間制の導入によって仕事量に応じた効率的な人員配置を実現しています。

★ パート・アルバイトが働きやすい勤務時間設定による人材確保（小売業 C社）

これまでの勤務形態のままでは人材を確保することが難しくなりつつあるなかで、より効率的な人材配置と活用を行うため、一部店舗で短時間勤務のアルバイト枠を作り、募集しました。主に開店前後の品出しといった単純な定型作業に短時間勤務のアルバイトを活用しています。

★ 残業する部下について上司が申請（製造業 O社）

部下の深夜残業や休日出勤は、上司がシステム上で人事と組合に対して事前に申請する仕組みにしています。システム申請の流れとしては、上司が深夜残業、休日出勤する部下の名前、時間、場所、理由等を入力・申請し、人事部および組合の承認を得ます。このようなステップをふむことで、上司が部下の状況を把握するだけでなく、上司と部下のコミュニケーションが促進され、不必要な残業の抑制につながっています。

働き方・休み方改善ハンドブック

小売業（スーパーマーケット業）編2016年3月版/製造業2015年3月版より一部抜粋

申込先 山梨労働局 雇用環境・均等室 (FAX 055-225-2787)
働き方・休み方改善コンサルタント 行

働き方・休み方改善コンサルタント
利 用 申 込 書

働き方・休み方改善コンサルタントによるアドバイス等を申し込みます。

事業場名			
所在地	電話 () FAX ()		
事業の種類 (業務内容)	労働者数 (パート等含)	人	
ご利用希望事項に○をご記入ください 1 事業場個別訪問 (希望日 平成 年 月 日頃) 2 資料 (パンフレット・好事例等) の提供 3 その他 ()			
相談したい内容 1. 長時間労働の見直し 2. 年次有給休暇の取得促進 3. 労働時間管理の具体的な方法等 4. 時間外労働等改善助成金について 5. その他 (具体的にご記入下さい)			

必要事項をご記入の上、FAX・郵送等により、下記までお申込ください (利用無料)。

お問合せ
申込先

山梨労働局 雇用環境・均等室 担当 岸田・古谷
〒400-8577
甲府市丸の内1-1-11
TEL 055-225-2851
FAX 055-225-2787